

大田区旅館業法施行条例及び大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

- (1) 大田区旅館業法施行条例
- (2) 大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

2 改正の背景及び理由

厚生労働省の定める「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正に伴い、衛生に必要な措置の基準、構造設備の基準等について改正する必要があるため、東京都条例を参考にして、「大田区旅館業法施行条例」及び「大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」を改正する。

3 改正の概要

- (1) 大田区旅館業法施行条例
 - ア 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準
 - (ア) 貯湯槽について、「温泉を貯留する槽」から「温水を貯留する槽」に対象を拡大する。
 - (イ) 浴槽水について、消毒方法が変更・追加されたことに伴い、東京都条例の規定を参考にして、規則に委任する。
 - イ 旅館業の施設の構造設備の基準
気泡発生装置等について、点検、清掃及び排水を行える構造とする。
- (2) 大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例
 - ア 衛生及び風紀に必要な措置等の基準
 - (ア) 上記(1)と同様
 - (イ) 調節槽について、定期的に点検、清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去する。
 - (ウ) 貸与品について、入浴者にかみそりを貸与するときは新しいもののみとし、タオル、くし等を貸与するときは新しいもの又は消毒したものとする。
 - (エ) 男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」を「7歳以上」に改正する。
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する公衆浴場（店舗型性風俗特殊営業）の営業時間について、東京都の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第11条に規定する営業時間に合わせる。
 - イ 号ずれに伴い、規定を整理する。

4 施行日

令和4年4月1日。ただし、上記3(2)ア(オ)については、公布の日

5 新旧対照表

(1) 大田区旅館業法施行条例（別紙1のとおり）

(2) 大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（別紙2のとおり）